

●第4回委員会 会議要点録

平成 17 年4月18日 19 時～21 時

市役所3階 特別会議室

出席者：檜垣正己委員長 白鳥光洋副委員長 岡崎和子委員 小澤尚子委員 武智秀之委員 堤香苗委員

事務局：企画政策部長 企画課長 企画調整担当主査 企画課主査

【第4回 多摩市自治推進委員会 審議事項 概要】

1. 審議 (1) 評価への市民参画・協働について (2)評価手法の改善・改革について

A 公表対象事業について

- 公表事業の選択から市民が参画できるとよい
- 市民の関心の高い事業(市民生活に関わりのあるもの、市民が望むもの)
- 予算額による(ある一定の基準額以上を対象とする)
- 予算規模、事業内容、必要性、緊急性などに類型してその中から選択
- 義務的経費は除外
- 二次評価のみを公表(一次評価(全事業)は、内部議論用)

B 第三者評価について

- a. 評価者「行政当局ではない」もの(市民、専門家、利害関係者等)
～評価者は公平に良識を持って行うこと。第三者的评价
- b. 客観的な評価
 - 他事例との比較
 - 目標値を定めてその達成度を評価
 - 評価基準をもつ(満足度の測定は難しい)
 - 市民への説明、わかりやすさが大事。客観的であろうと努めるほど難しい。
- c. 評価手法
 - 委員会の設置(基本的な部に小規模なものを)
 - 関連する事業を横断した(縦割りではない)評価

C 評価手法(帳票)について

- AB診断の数と「今後の方向性」の関連性・整合性が曖昧

- 診断項目だけではなく、説明が重要

D その他

- 市民参画による計画策定の場合は、同じ市民がその達成度を評価する仕組み
- 評価結果の反映は次につなげるものと割りきる。
- 中評価も必要。

審議

委員 次第(1)、(2)があるが、前回からの続きとしては(2)がメインになると思われる。

事務局 [資料説明]

委員 市の評価制度の根拠は何か。独立した条例等の設置は必要ないか。

事務局 自治基本条例 26 条に基づいて実施。「自治基本条例に基づく施行規則」に盛り込む形になるか、別の方法にするかは、評価の形が整理された後の調整事項と考える。

委員 評価は誰がするのか、いつ、何を、という課題がある。

委員 検討の材料として幾つか提案する。

- 市民の参画による評価は、入り口のところで行うべき。外国で言うと、市民契約、ベンチマークなど。事後評価は、一部の手直して終わり十分にフィードバックされない可能性が高い。加えて、監査等との調整が生じる。
- 市民が事前評価に参加することで、責任が出る。また、市民だけではなく、専門家を交えて行うことが大切。
- 議論のプロセスを大切にし、少なめの人数で、1年に少しずつの事業を検討する。主要事業予算カルテを全部見るのは難しい。
- 対象をどこに絞るか。基本的に部に委員会を設定し、検定する事業の筋道をどうつけるか。
- 所管の縦割りではなく、関連する事業を横断するような第三者評価を。
- 改善の可能性が、他の観点と異なる次元。診断項目がABなのは、他にできるのではないか。また、診断項目だけでなく、説明が大切。
- “客観的”であろうと努めるほど難しくなっていく。市民への説明、わかりやすさとのバランスをとりながら進行を。

委員 前回、評価対象の選択についての議論を行い、そのひとつに予算規模による切り分けがあった。例えば、国は10億円以上、志木市は100万円以上としている。

*** 多摩市の予算規模による分類は、次回提供**

委員 義務的な経費は除外して良い。

委員 対象とする典型的なものは公共事業。施設の新規設置時が該当する。

委員 事業規模で選択する場合、ソフト系事業が少なくなる。別の視点も必要。

委員 委員の提案による60名の委員会は、個々の検討機関の人数は少ないが、集まると大人数になると思うが。

委員 複数の委員会を重複して努める、くらし、健康、都市づくりなど分野別にピックアップする、など、方法は考えた方がいい。

委員 現在、市には類似の機関が多くある。その整理をしながら、今の提案と併せて修正していけば、実現は可能では。

委員 学校跡地、補助金評議会など、計画策定のときに委員会等があるが、計画制定後の委員会はあるのか。

事務局 策定までのものはあるが、その後は特にない。

委員 方針を決めるとき、評価を意識して決めるはず。政策の立て方を考えるべき。

事務局 総合計画後期の見直し中。評価指標を盛り込んだものを考えている。

[まちづくりの優先イメージ、重点目標、個別目標の体系について説明]

委員 重点目標の部分を取りあげていけば、その下のものを見ていけるということか。

委員 何を評価するか、の問題。市民が評価すべきと言ったものを評価するか。

委員 市民が主役と考えると、利用の度合いもひとつの評価。評価基準を考えることがこの目標ではない。どのように評価するか考えながら、市民が参加している制度が大切。予算規模のみではなく、市民自治、市民生活に関わりのあるものを選択すべき。

委員 この委員会の目的である自治の推進を考えると今の意見になる。予算規模、内容、必要性、緊急性などに類型し、その中で選択してはどうか。

委員 予算規模だけでなく、市民又は事業担当者が評価を望む事業、の視点で選択する、ということによろしいか。

必ず評価してほしいものがあれば提案を。例として、公共事業などのハード事業は1億円以上、ソフト事業は100万、1千万以上、などと切り分けることも考えられる。

委員 施設などのハードは、地域の方にとっては密接に関係があり、意見を反映すべきことから、採り上げる必要があると考える。

委員 利害関係者だけでなく、広く意見を求めるとの意味か。

委員 事前評価が望ましいが、実施中の事業の評価をし、その内容によって廃止すること

も在り得るか。

委員 問題が難しい。自治の推進の発想と、次の優先順位がある。市民満足度の計測をどれだけ増やせるのか

委員 満足度とは、最終的に市民が幸せになれば良いわけだから、客観的な数字ではなく意識の調査ではないか。

大学は、満足度を計測するのは難しい。教育は、ある程度満足されないこともしなければならぬ面もある。単純に満足度というのとは違うのではないか。

委員 そのように、専門家には難しい部分もある。満足度が直接結びつかないときはどうするか。専門家の意見に従うか。

委員 財政状況を考えると、今後行政は、満足度の下がることもしなければならぬ。評価は多元的であるべきで、満足度はその中のひとつのものさしとして引用できれば良い。

委員 満足度は、いかに不満を減らすか。それは、皆が公平感を持つか、という話だろうか。評価基準を持つ、ということだろうか。評価者は。

委員 評価は市民がするのでは。市民にどう参加してもらい、意見をくみ上げるか。

委員 市民はいろいろいる。どういう市民が評価をするか。多摩市は、担当の部で評価し、それを経営改革推進委員会で市長を交えて評価。それを今度は外部で評価したらどうか、と案を出しているが。

委員 例えば施設利用者に意見を聞く、アンケートをとるといような単純なところから。

委員 利害関係者、当事者だけでなく、納税者として公平性を求める人もいる。両方の考え方も考慮すべき。

委員 学校跡地、自治推進委員会などで関わっている人たちに毎年公表し、第三者的に評価してもらおう方法もある。NPO診断では、行政、NPOの評価が横並びになっている。それをどう第三者が評価するか。難しい。

委員 当事者もいないと正しい評価はできない。当事者と第三者の視点が必要。

委員 一次評価は行政の担当者が行い、それを改めて外部の目で見、更に第三者が「市の方針として妥当か」意見を出す、それぞれの過程を連続して行う方法もある。行政、当事者、第三者が合同で評価すると、良い面もある一方、外部の評価になり得るかが疑問。

委員 他との比較を取り入れることで、客観性が確保できるのでは。

委員 民間であれ、地方自治体間であれ、比較は不可欠、との意見。

委員 評価をするときに、あるべき理想形のフレームをあわせ、目標とする絶対値を定めてから行うべき。個人の意見に大きく左右されるのは望ましくない。例えば保育園など。

- 委員 何を評価の対象とするか、多様な視点がある。保育園の例なら、「子育て支援」という大きな部分か、保育園全体での「待機児0」という個別の目標か、ある一保育園の満足度か、など。
- 委員 定量の調査と、定性の評価の評価基準が必要。委員の提案された検討機関で検討すべきか。
- 委員 第三者評価とは何か。当事者の意見の入らない評価は、その人たちのために実施する事業が意味を持たなくなる。例えば、この事業に対する当事者の不満度と、対極に立つ人の意見を対比させるなど。
- 委員 市の案では、第三者とは「行政当局ではない」との意味で出されている。利害関係者が公平に良識を持って参加すれば良いものになる。公共事業は、地元の人と離れたところに住む人の意見が違うということはよくある。当事者がまず声を上げることは必要。
- 委員 公募型補助金の審査委員は、大変な緊張感を持って審査する。この第三者評価も、それくらいの緊張感を持ってするようになるのか。
- 委員 場合によっては、非公開、傍聴拒否もありえる。委員の安全に関わる事もある。
- 委員 新規事業については比較的議論しやすいが、既の実施している事業については、利害関係者がいるので十分な説明が重要。
- 委員 具体的な指標は、個別に出て来る。
- 委員 事業の目標がどの程度達成できたか、を診断項目にすればよいのではないか。
- 委員 多摩市にはいろいろな協議会があり、計画を策定している。それらの計画実施の評価を行うのは、全く他の人間か、計画を策定した人か、どちらが良いだろう。
- 委員 単純には、策定した人が見届けた方が良い。事業によっては、専門家などプラスアルファの構成で。
- 委員 利害関係というとな難しいと思う。非公開で本音の部分で言えるような配慮も必要。利用団体の組合と、使用させる側のトップが出てきたら、何も発言できない。
- 委員 協議会、審議会、委員会等などの機関から出された答申が、別の機関で否定される場合があっても良いのか。
- 事務局 協議会等は、諮問によるものもあれば、利用者団体が行政と協議するものもある。計画に関する諮問を受け、答申を出して終わりとなることが多いが、その後の進捗状況を自分達が見ることができるしくみが求められているのも事実。
- 委員 市民参加でしたものについては、委員が責任を持って見守り、監視することも必要。自分達願い通りに実施されているか、1年後、3年後など期間を決めて。
- 委員 中間評価をする人が必要。
- 委員 中心になった人に、外部の人を加えて評価をすることはあり得る。委員の提案する

評価基準に、市民参画の度合いなどを加えた方が良いか。

委員 協働度の追加を。

委員 事業カルテは、事業化されて予算化されているものが中心だが、予算化前のものはあるか。

事務局 新規事業は、予算策定時の段階で事前評価的な要素として行った。H17はゼロベースを大命題に、全ての事業をゼロに戻し、再度構築したという経緯がある。

委員 その見直しにより、結構変わったか。

事務局 予算査定は、これまでは所管で積み上げたものを財政課が査定していた。平成17年度予算は、経常経費各に配分する収入枠細分方式を採用し、そのための共通の道具としてカルテを活用した。

委員 「平成17年度予算資料」には、新規事業、大きな公共事業は載っているか。

事務局 17ページ「(新)」は、新規事業及び新規の要素を含むもの。公共事業は、学校の体育館の耐震診断など。他に関連として、第1小学校の建替えの実施設計、給食センターの統合の実施設計などがある。今、大型の新規整備はあまりないので、数は少ない。

委員 給食センターの統合は、市民参画による評価の対象になると思うがいかがか。

事務局 行政の中で内部的な比較は行った。市民参加については、PTA、学校関係者などの市民を含む学校給食運営協議会の議論は頂いている。

委員 給食センターを2箇所統合する、との具体的な案を策定する段階では、市民参画を行っているのか。

委員 計画段階で市民参加ができているかが大切。良いことをしようとしても、拙速にすると却って潰されてしまうこともある。市民もある程度納得でき、議会にも理解を得るのが良い。第一小は、市民参画の良い事例と聞いているが、カルテでは臨場感は伝わらない。市民評価のしぐみが重要。

事務局 事前評価とはどのサイクルを指しているか。

委員 基本的には、1次評価の段階で参加するしぐみを。当然それは、予算的、事務的な制約があり全部はできないと思うが、そういうものを含めながら、行政の人も加わり、実質的な可能性として、予算の情報を提供しながらするのが望ましい。

委員 どの段階か、は難しい。かなり前の段階でしないと意味が薄い。今の例では、学校給食をどうするかとの政策的な目標があり、民営か行政直営かを議論した上で、2箇所統合することを検討する。その前にすべきか、或いは具体的に市としての案が固まった段階ですか。

事務局 今進んでいるものを元に戻すのは難しい。今は、後期の基本計画更新の時期で、18年4月からの柔軟な計画づくりをしている段階なので、今から評価のあり方を提案

すれば間に合う。

委員 市の案が出たときに評価するのが望ましい。具体的に、どういうものをいつ、どのよう
に、と、輪郭が決まらなると難しいだろう。

委員 白紙からの評価は殆どないだろう。

委員 環境アセスメントでも具体的なものが出ないと難しい。出して撤回することもある。

委員 その段階まで行くと、0か100か、になってしまう。代替案が評価できるところまで戻
るべき。

委員 行政は、ある程度動かせる余地を持って提案すべき。東京都では代替案をいくつ
か選択肢として提示し、「この案をとると経費は倍になる、時間は何倍かかる」、と
説明する。市民参加、市民参加をメインに考えると、市の政策の立て方、あり方も
変わってくるのかもしれない。少し検討の余地がある。

委員 本日は、委員の提案を元にして議論を進める形になった。次回は、評価手法の検
討を中心に議論をしたい。